

第九管区海上保安本部 公示 第 79 号

水路業務法（昭和 25 年法律 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 11 月 21 日

第九管区海上保安本部長

古川 大輔（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国土交通省北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所
住 所 富山県富山市牛島新町 11-3

名 称 第九管区海上保安本部
住 所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

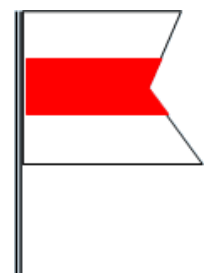
区 域 伏木富山港富山区（付図に示すとおり）
期 間 令和 7 年 11 月 25 日から 12 月 27 日までのうち 2 日間

3 水路測量の実施方法

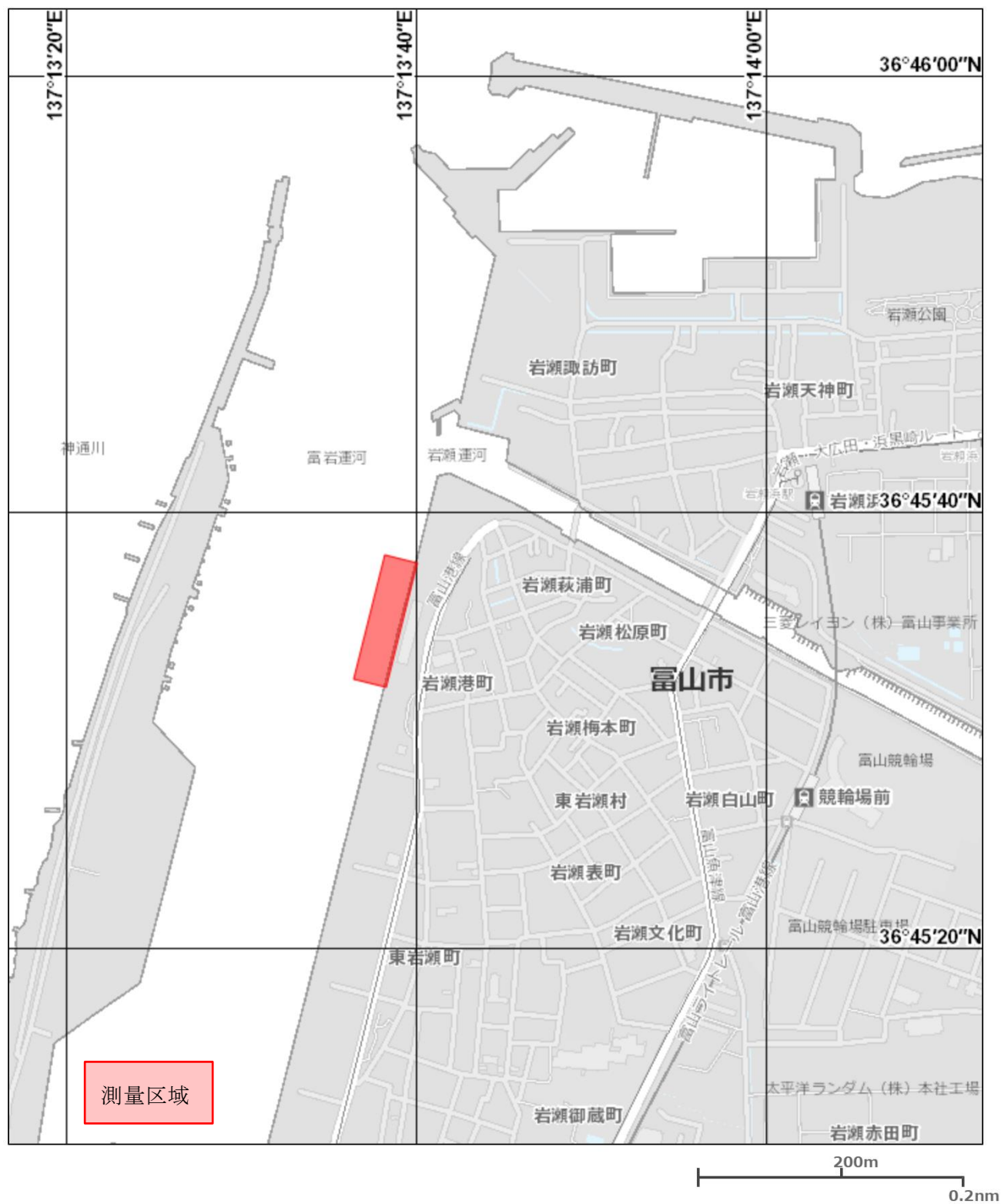
GNSS により測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

- イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）
第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。
- ロ 九管区水路通報により周知する。



測 量 区 域



海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp>)を加工して作成
[海上保安庁 (JCG) /Esri Japan]